

【案】

健衛発 号

平成24年7月〇日

都道府県

各 政令市 衛生主管部（局）長 殿

特別区

厚生労働省健康局生活衛生課長

理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施と生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用について（未定稿）

平成24年●●月●●日付けで「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示第●●号）の改定がなされました。その中で、生活衛生関係営業に関連しては、

- ① 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合が理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業等の分野の衛生・経営課題を共有して、地域社会における公衆衛生の向上を図る役割を有していることを踏まえ、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。
- ② 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生関係営業については、地方自治体間での監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

等の項目が追加されました。

このうち、上記①に関連しては、既に、平成23年7月26日付け本職通知「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」により、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供をお願いしています。

生活衛生同業組合においては、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っており、食中毒、感染症等の衛生問題の未然防止に取り組んでいます。

ついては、貴職におかれては、衛生問題に係る諸課題についての営業者への情報伝達について、積極的に生活衛生同業組合を活用されるようお願い申し上げます。

上記②に関連しては、平成24年2月3日に開催された全国健康関係主管課長会議の場で

連絡しましたが、理容師法等の生活衛生関連法令（理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及びクリーニング業法）ごとの営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数については、自治体間の実施状況に大きな地域格差が認められました（別添●）。これについて、各自治体における実施状況も参照の上、貴職の実施状況を分析、評価し、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画等を参考にする等、適切な対応をお願いします。また、上記、生活衛生同業組合では、組合員に対する指導を実施していることから、上記①の趣旨をも踏まえ、組合員に対する情報提供及び指導について、生活衛生同業組合を積極的に活用いただけるようご配慮お願い申し上げます。

なお、各都道府県に設置されている都道府県生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うことを業務の第一としています。生活衛生同業組合に加入していない営業者に対する生衛法の趣旨等に関する情報提供、各種の衛生問題に係る情報提供について、同センターを積極的に活用いただくようお願い申し上げます。